

秩父市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する公募型見積合せ実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、秩父市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（令和2年1月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、公募型見積合せ（以下「公募」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募参加資格)

第2条 公募に参加しようとする者は、次に掲げる要件（以下「公募参加資格」という。）を備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要項に定める日から過去3年間政令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人にあっては秩父市に住所を、法人にあっては秩父市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（秩父市に対して納税義務のある者に限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、募集要項に定める日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を公募参加資格として定めることができる。

(1) 本店所在地及び市において、募集要項に定める日から過去3年間食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(公募参加申請)

第3条 公募に参加しようとする者は、指定する期日までに別に定める申請書等を市長に提出し、公募参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(公募参加資格の確認)

第4条 市長は、前条の規定による申請を審査して公募参加資格の有無を確認し、その結果を別に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前条の場合において、公募参加資格がないとした者については、その理由を付するものとする。

3 公募参加資格がないとされた者は、所定の期限までに説明を求めることができる。

4 市長は、前項の請求があった場合において、当該請求に理由がないと認めるときは、速やかに文書で回答し、当該請求に理由があると認めるときは、公募参加資格を有する者として当該公募に参加させる旨を通知するものとする。

(公募参加資格の喪失)

第5条 前条の規定により、当該公募参加資格を有するとされた者（以下「参加資格者」という。）が、公募日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該公募に参加することができない。

(1) 公募参加資格を有しないこととなったとき。

(2) 公募参加申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになつたとき。

2 前項の場合において、市長は、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知するものとする。

(募集要項の縦覧等)

第6条 公募を行うときは、募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書等（以下「募集要項等」という。）の縦覧及び配布を行うものとする。

(質問及び回答)

第7条 募集要項等に関して質問がある者は、別に定める質問書を提出期限までに、市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、期間を定め回答するものとする。

(公募の執行等)

第8条 市長は、第4条第1項の規定による資格確認の結果、参加資格が2者以上である場合に公募を行う。この場合において、当該公募に参加する者が1者であっても公募を行うことができる。

2 公募参加者は、別に定める見積書に必要な事項を記載し、記名押印の上、指定した日時及び場所において、市長の指示により提出しなければならない。

3 同一人が代表者となる法人等は、重複して公募に参加することはできない。

4 公募参加者は、市長から示された募集要項等その他契約締結に必要な条件を検討の上、公募に参加しなければならない。

(公募の辞退)

第9条 公募参加者は、公募の完了に至るまでは、いつでも公募を辞退することができる。

2 公募を辞退した者は、これを理由として以後の公募等において不利益な取扱いは受けない。

(見積書の書換え禁止)

第10条 公募参加者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(公募の中止)

第11条 市長は、次に該当する場合は、公募の執行を延期し、又は中止することができる。

(1) 不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき。

(2) 開封前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 公募参加者が公募に参加するために要した費用は、公募参加者の負担とし、前項の規定により公募を中止した場合も、同様とする。

(公募の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する公募は、無効とする。

- (1) 公募参加資格を有しない者のした公募
- (2) 所定の日時までに所定の場所に持参しない公募
- (3) 公募に際して談合等による不正行為があった公募
- (4) 同一事項の公募に対し2以上の意思表示をした公募
- (5) 他人の代理を兼ねた者又は2以上の代理をした者の公募
- (6) 記名及び押印のない公募
- (7) 見積書の記載事項が確認できない公募又は鉛筆書きの公募
- (8) 見積書の金額又は料率の表示を改ざんし、又は訂正した公募
- (9) 最低貸付料又は最低料率未満の公募
- (10) その他公募条件に違反した公募

(設置事業者の決定)

第13条 市長は、最低貸付料以上の額で最高の価格をもって公募した者を設置事業者とする。

(くじによる設置事業者の決定)

第14条 設置事業者となるべき同価の公募をした者が2者以上あるときは、当該公募参加者にくじを引かせて設置事業者を決定する。

2 前項の場合において、当該公募参加者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該公募に關係のない市職員がくじを引くものとする。

(公募結果等の公表)

第15条 市長は、設置事業者を決定したときは、速やかに結果を公表するものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年2月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和8年2月1日から実施する。